

みんなでまちづくり会議設置要領

(設置)

第1条 市民協働のまちづくりに関し必要な事項について市民から幅広く意見を聴くため、みんなでまちづくり会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体
- (3) 関係機関
- (4) 公募により選考された市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、後任の委員が選任されていない場合には、後任の委員が選任されるまでその任期を伸長する。

5 補欠のため、又は増員により就任した委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第3条 会議に座長及び副座長1人を置き、委員がこれを互選する。

2 座長は、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、座長が招集し、その会議の議長となる。

(関係人の出席)

第5条 会議は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は公開とする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民まちづくり部みんなでまちづくり課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月4日から施行する。